

平成 16 年 3 月 8 日

佃島小学校 P T A 役員各位

〃 運営委員各位

2 年 1 組父兄 中澤 [redacted]

日ごろより、P T A 活動にご尽力下さいまして、誠に有難うございます。
さて、私は昨年 12 月の校庭開放お当番での謝礼金については、受け取りを辞退させていただきました。その主旨について以下ご説明いたします。

1) 校庭開放時の不審者の侵入について

校庭開放指導員（お当番）は不審者の侵入時には注意喚起を呼びかけることが、区からの指導範囲に記載されておりましたが、子供たちの行動に気をつけながら、校庭への出入りもチェックすることは、非常に大変であることが、お当番を実際にやってみての感想でした。

学校への不審者の侵入や児童への危害という事件は最近ますます増加しています。佃島小学校でも校門の施錠を徹底し始めたことですし、校庭開放についても、児童・保護者の安全を守るために、出入り口には警備員の手配を区の事業としてお願いしたいと考えております。その上で、子供たちのお世話は父兄が無償で行うのがよいのではないかと思います。この時代を生きる都会の子供たちが安心して遊べる場所を確保し続けるために、時代に即した対応の検討をお願いいたします。

2) 委託金（謝礼金）について

校庭開放指導員委託金については、P T A が区と委託契約書を交わしていることから、P T A の会計に入金され、各指導員に渡されるというのが本来の処理ですが、全額を各指導員に出金しているという理由から、現在は P T A の会計を通っておりません。

私の辞退した委託金については、1) のような考え方をもっている父兄の存在を区に知っていただくために区への返金措置をお願いいたします。

もし、それができない場合には、本来の処理通り P T A の会計に雑収入として入金して下さい。特別会計への入金は本来の処理とは異なりますので、おやめ下さるよう、お願い申し上げます。

以上